

## 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その2）

## 目次

第1	消滅時効	1
1	債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点	1
2	定期金債権等の消滅時効	1
3	職業別の短期消滅時効等の廃止	1
4	不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）	1
5	生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効	1
6	時効の完成猶予及び更新	2
7	時効の効果	4
第2	多数当事者（保証債務を除く。）	4
1	連帯債務	4
2	連帯債務者の一人について生じた事由の効力等	4
	(1) 履行の請求（民法第434条関係）	4
	(2) 連帯債務者の一人による相殺（民法第436条関係）	4
	(3) 連帯債務者の一人に対する免除（民法第437条関係）	4
	(4) 連帯債務者の一人についての時効の完成（民法第439条関係）	4
	(5) 相対的効力の原則（民法第440条関係）	5
3	破産手続の開始（民法第441条関係）	5
4	連帯債務者間の求償関係	5
	(1) 連帯債務者間の求償権（民法第442条第1項関係）	5
	(2) 連帯債務者間の通知義務	5
	(3) 負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係（民法第444条本文関係）	6
	(4) 連帯の免除をした場合の債権者の負担（民法第445条関係）	6
5	不可分債務	6
6	連帯債権—連帯債権者の請求権等	6
7	連帯債権者の一人について生じた事由の効力等	7
	(1) 更改又は免除	7
	(2) 混同	7
	(3) 連帯債権—相対的効力の原則	7
8	不可分債権	7
第3	保証債務	7
1	保証債務の付従性（民法第448条関係）	7

2	主たる債務者の有する抗弁	7
3	保証人の求償権	8
	(1) 委託を受けた保証人の求償権（民法第459条関係）	8
	(2) 委託を受けた保証人の求償権（第460条関係）	8
	(3) 保証人の通知義務	8
4	連帯保証人に対する履行の請求の効力（民法第458条関係）	9
5	根保証【部会資料80Bで検討】	9
6	保証人保護の方策の拡充	9
	(1) 個人保証の制限	9
	(2) 契約締結時の情報提供義務	11
	(3) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務—保証人の請求による履行状況の情報提供義務	11
	(4) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務—主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務	11
第4	有価証券	12
1	指図証券	12
2	記名式所持人払証券	13
3	指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券	13
4	無記名証券	14
第5	債務引受	14
1	併存的債務引受	14
	(1) 併存的債務引受の要件・効果	14
	(2) 併存的債務引受の引受人の抗弁等	14
2	免責的債務引受の成立	14
3	免責的債務引受による引受けの効果	15
4	免責的債務引受による担保権等の移転	15
第6	契約上の地位の移転	15
第7	弁済	16
1	弁済の意義	16
2	第三者の弁済（民法第474条第2項関係）	16
3	弁済として引き渡した物の取戻し（民法第476条関係）	16
4	債務の履行の相手方（民法第478条・第480条関係）	16
5	代物弁済（民法第482条関係）	16
6	弁済の方法（民法第483条から第487条まで関係）	17
7	弁済の充当（民法第488条から第491条まで関係）	17
8	弁済の提供（民法第492条関係）	18
9	弁済の目的物の供託（民法第494条から第498条まで関係）	18
10	弁済による代位	18
	(1) 任意代位及び法定代位（民法第499条・第500条関係）	18

(2) 弁済による代位の効果（民法第501条前段関係）	18
(3) 一部弁済による代位の要件・効果（民法第502条関係）	19
(4) 担保保存義務（民法第504条関係）	19
(5) 担保保存義務違反の効果（民法第504条関係）	20
第8 相殺	20
1 相殺禁止の意思表示（民法第505条第2項関係）	20
2 不法行為債権を受働債権とする相殺の禁止（民法第509条関係）	20
3 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺（民法第511条関係）	20
4 相殺の充当（民法第512条関係）	21
第9 更改	21
1 更改の要件及び効果（民法第513条関係）	21
2 債務者の交替による更改（民法第514条関係）	21
3 債権者の交替による更改（民法第515条・第516条関係）	22
4 更改の効力と旧債務の帰すう（民法第517条関係）	22
5 更改後の債務への担保の移転（民法第518条関係）	22
第10 契約に関する基本原則	22
1 契約自由の原則	22
2 履行請求権の限界事由が契約成立時に生じていた場合の契約の効力	22
第11 第三者のためにする契約	23
1 第三者のためにする契約の成立等（民法第537条関係）	23
2 要約者による解除権の行使（民法第538条関係）	23

## 第1 消滅時効

### 1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

民法第166条第1項及び第167条第1項の債権に関する規律を次のように改めるものとする。

債権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

(1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。

(2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

(注) 商法第522条を削除するものとする。【P】

### 2 定期金債権等の消滅時効

(1) 民法第168条第1項前段の規律を次のように改めるものとする。

定期金の債権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

ア 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。

イ アの各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。

(2) 民法第168条第1項後段を削除するものとする。

(3) 民法第169条を削除するものとする。

### 3 職業別の短期消滅時効等の廃止

民法第170条から第174条までを削除するものとする。

### 4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）

民法第724条の規律を次のように改めるものとする。

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

(1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。

(2) 不法行為の時から20年間行使しないとき。

### 5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

人の生命又は身体の侵害による損害賠償の請求権について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 4(1)に規定する時効期間を5年間とする。

(2) 1(2)に規定する時効期間を20年間とする。

## 6 時効の完成猶予及び更新

時効の中断事由（民法第147条ほか）及び停止事由に関して、同法第158条から第160条までの規律を維持するほか、次のように改めるものとする。

### (1) 裁判上の請求等

ア 次の(ア)から(イ)までに掲げる事由のいずれかがある場合には、当該(ア)から(イ)までに掲げる事由が終了した時(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなく当該(ア)から(イ)までに掲げる事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過した時)までの間は、時効は、完成しない。

(ア) 裁判上の請求

(イ) 支払督促

(ウ) 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法若しくは家事事件手続法による調停

(エ) 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

イ アの場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、当該アの(ア)から(イ)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

### (2) 強制執行等

ア 次の(ア)から(イ)までに掲げる事由のいずれかがある場合には、当該(ア)から(イ)までに掲げる事由が終了した時(権利者が申立てを取り下げた場合又は当該(ア)から(イ)までに掲げる事由が法律の規定に従わないことにより取り消された場合にあっては、その時から6箇月を経過した時)までの間は、時効は、完成しない。

(ア) 強制執行

(イ) 担保権の実行

(ウ) 民事執行法第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売

(エ) 民事執行法第196条に規定する財産開示手続

イ アの場合には、時効は、当該アの(ア)から(イ)までに掲げる事由が終了した時から、新たにその進行を始める。ただし、権利者が申立てを取り下げた場合又は当該アの(ア)から(イ)までに掲げる事由が法律の規定に従わないことにより取り消された場合は、この限りでない。

### (3) 仮差押え等

仮差押え又は仮処分があったときは、当該事由が終了した時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(4) (2)アの(ア)から(イ)まで及び(3)に掲げる事由は、時効の利益を受ける者に

対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、(2)ア及び(3)の規定による時効の完成猶予並びに(2)イの規定による時効の更新の効力を生じない。

(5) 承認

ア 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

イ アの承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

(6) 催告

ア 催告があったときは、その時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

イ 催告によって時効の完成が猶予されている間に行われた再度の催告は、アの規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

(7) 天災等による時効の完成猶予

時効期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事象のため(1)アの(ア)から(イ)まで及び(2)アの(ア)から(イ)までに掲げる手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(8) 協議による時効の完成猶予

ア 当事者間で権利に関する協議を行う旨の書面による合意があったときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

(ア) 当該合意があった時から1年を経過した時

(イ) 当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の書面による通知をした時から6箇月を経過した時

イ アの合意又は通知がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意又は通知は、書面によってされたものとみなす。

ウ 当事者は、アの規定によって時効の完成が猶予されている間に、改めてアの合意をすることができる。ただし、アの規定によって時効の完成が猶予されなかったとすれば時効期間が満了すべき時から通じて5年を超えることができない。

エ 催告によって時効の完成が猶予されている間に行われたアの合意は、時効の完成猶予の効力を有しない。アの規定によって時効の完成が猶予されている間に行われた催告についても、同様とする。

## 7 時効の効果

消滅時効に関して、民法第145条の規律を次のように改めるものとする。

時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

## 第2 多数当事者（保証債務を除く。）

### 1 連帯債務

民法第432条の規律を次のように改めるものとする。

債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

### 2 連帯債務者の一人について生じた事由の効力等

#### (1) 履行の請求（民法第434条関係）

民法第434条を削除するものとする。

#### (2) 連帯債務者の一人による相殺（民法第436条関係）

民法第436条の規律を次のように改めるものとする。

ア 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。（民法第436条第1項と同文）

イ アの債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度で、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

#### (3) 連帯債務者の一人に対する免除（民法第437条関係）

ア 民法第437条を削除するものとする。

イ 連帯債務者の一人に対する免除があつた場合の法律関係について、次のような規律を設けるものとする。

連帯債務者の一人に対して債務の免除があつた場合において、その連帯債務者が他の連帯債務者からの求償の請求に応じたときは、その連帯債務者は、債権者に対してその償還を請求することができない。

#### (4) 連帯債務者の一人についての時効の完成（民法第439条関係）

ア 民法第439条を削除するものとする。

イ 連帯債務者の一人について時効が完成した場合の法律関係に関して、次のような規律を設けるものとする。

連帯債務者の一人のために時効が完成した場合において、その連帯債務者が他の連帯債務者からの求償の請求に応じたときは、その連帯債務者は、債権者に対してその償還を請求することができない。

(5) 相対的効力の原則（民法第440条関係）

民法第440条の規律を次のように改めるものとする。

連帯債務者の一人について生じた事由は、民法第435条、第436条第1項（(2)ア）及び第438条に規定する場合を除き、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

3 破産手続の開始（民法第441条関係）

民法第441条を削除するものとする。

4 連帯債務者間の求償関係

(1) 連帯債務者間の求償権（民法第442条第1項関係）

民法第442条の規律を次のように改めるものとする。

ア 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した金銭その他の財産の額のうち各自の負担部分について求償権を有する。ただし、当該財産の額が共同の免責を得た額を超える場合には、その免責を得た額のうち各自の負担部分に限る。

イ アによる求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。（民法第442条第2項と同文）

(2) 連帯債務者間の通知義務

民法第443条の規律を次のように改めるものとする。

ア 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。こ

の場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、過失のある連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

イ 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た他の連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。

(3) 負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係（民法第444条本文関係）

民法第444条の規律を次のように改めるものとする。

ア 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。（民法第444条本文と同文）

イ アの場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、平等の割合で分割して負担する。

ウ ア及びイにかかわらず、求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。（民法第444条ただし書と同文）

(4) 連帯の免除をした場合の債権者の負担（民法第445条関係）

民法第445条を削除するものとする。

## 5 不可分債務

民法第430条の規律を次のように改めるものとする。

連帯債務の規定（民法第438条の規定を除く。）は、債務の目的がその性質上不可分である場合について準用する。

## 6 連帯債権—連帯債権者の請求権等

連帯債権者の請求権等について、次のような規律を設けるものとする。

債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

## 7 連帯債権者の一人について生じた事由の効力等

### (1) 更改又は免除

連帯債権者の一人との間に更改又は免除があった場合について、次のような規律を設けるものとする。

連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があったときは、その連帯債権者が権利を有する部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。

### (2) 混同

連帯債権者の一人と債務者との間に混同があった場合について、次のような規律を設けるものとする。

連帯債権者の一人と債務者との間に混同があったときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。

### (3) 連帯債権—相対的効力の原則

連帯債権について、次のような規律を設けるものとする。

連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、(1)及び(2)の場合を除き、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。

## 8 不可分債権

民法第428条の規律を次のように改めるものとする。

債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者は全ての債権者のために履行を請求し、債務者は全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

## 第3 保証債務

### 1 保証債務の付従性（民法第448条関係）

民法第448条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。（民法第448条と同文）
- (2) 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。

### 2 主たる債務者の有する抗弁

- (1) 保証人が主たる債務者の有する抗弁をもって対抗することの可否について、

次のような規律を設けるものとする。

保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。

(2) 民法第457条第2項の規律を次のように改めるものとする。

主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者が主たる債務の履行を免れる限度で、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

### 3 保証人の求償権

(1) 委託を受けた保証人の求償権（民法第459条関係）

民法第459条の規律を次のように改めるものとする。

ア 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、主たる債務の免責を得るために支出した金銭その他の財産の額（当該財産の額が主たる債務の免責を得た額を超える場合にあっては、その免責を得た額）について、主たる債務者に対して求償権を有する。

イ 民法第442条第2項の規定は、アの場合について準用する。（民法第459条第2項と同文）

ウ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人が主たる債務の履行についての期限が到来する前に弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、主たる債務者は、主たる債務の履行についての期限が到来した後に、債務が消滅した当時利益を受けた限度において、償還すれば足りる。

エ ウの償還は、主たる債務の履行についての期限以後の法定利息及びその期限以後に履行したとしても避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。

(2) 委託を受けた保証人の求償権（第460条関係）

民法第460条第3号を削除するものとする。

(3) 保証人の通知義務

民法第463条の規律を次のように改めるものとする。

ア 保証人（主たる債務者の委託を受けて保証をした者に限る。）が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせた場合において、保証人がその旨をあらかじめ主たる債務者に通知していなかったと

きは、主たる債務者は、債権者に対抗することができる事由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもって保証人に対抗したときは、保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

イ 保証人(主たる債務者の意思に反して保証をした者を除く。)が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせた場合において、保証人がその旨を主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、主たる債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。

ウ 主たる債務者が弁済をし、その他自己の財産をもって免責を得た場合において、主たる債務者がその旨を保証人(主たる債務者の委託を受けて保証をした者に限る。)に通知することを怠ったため、当該保証人が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た保証人は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。

#### 4 連帯保証人に対する履行の請求の効力(民法第458条関係)

民法第458条の規律を次のように改めるものとする。

連帯債務者の一人について生じた事由の効力に関する規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。

#### 5 根保証【部会資料80Bで検討】

#### 6 保証人保護の方策の拡充

##### (1) 個人保証の制限

個人保証の制限について、次のような規律を設けるものとする。

ア 保証人が法人である場合を除き、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。

イ アの公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。  
(ア) 次に掲げる保証契約を締結し、保証人になろうとする者が、当該各号に定める事項を公証人に口授すること。

a 保証契約( b を除く。) 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に

従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに当該主たる債務者が債務を履行しないときには（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、主たる債務者がその債務を履行するかどうかにかかわらず、かつ、他に保証人がいるかどうかにかかわらず）、当該債務の全額について履行する意思を有していること。

b 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、保証契約における極度額、元本確定期日の有無及びその内容並びに当該主たる債務者がその債務を履行しないときには（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、主たる債務者がその債務を履行するかどうかにかかわらず、かつ、他に保証人がいるかどうかにかかわらず）、極度額の限度で元本確定期日又は民法第465条の4各号に掲げる場合に該当する事由が生じた時まで生じた主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思を有していること。

(イ) 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

(ロ) 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

(ハ) 公証人が、その証書は(ア)から(ロ)までに掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

(注) 保証人になろうとする者が口をきけない者である場合又は耳が聞こえない者である場合については、民法第969条の2を参考にして所要の手当をする。

ウ ア及びイの規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約（保証人が法人であるものを除く。）に準用する。

エ 次に掲げる者が保証人である保証契約については、アからウまでの規定は、適用しない。

(ア) 主たる債務者が法人その他の団体である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

(イ) 主たる債務者が法人である場合のその総社員又は総株主の議決権の過半数を有する者

(ロ) 主たる債務者が個人である場合の主たる債務者と共同して事業を行

う者又は主たる債務者の配偶者（主たる債務者が行う事業に従事している者に限る。）

(2) 契約締結時の情報提供義務

契約締結時の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。

ア 主たる債務者は、事業のために負担する債務についての保証を委託するときは、委託を受ける者（法人を除く。）に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

(ア) 財産及び収支の状況

(イ) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(ウ) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

イ 主たる債務者がアの説明をせず、又は事実と異なる説明をしたために委託を受けた者がアの(ア)から(ウ)までに掲げる事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がアの説明をせず、又は事実と異なる説明をしたことを債権者が知り、又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。

(3) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務—保証人の請求による履行状況の情報提供義務

請求による履行状況の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。

債権者は、委託を受けた保証人（法人を除く。）から請求があったときは、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについて不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち履行期限が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

(4) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務—主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。

ア 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、主たる債務者がその利益を喪失したときは、債権者は、保証人（法人を除く。）に対し、主たる債務者がその利益を喪失したことを知った時から2箇月以内に、その旨を

通知しなければならない。

- イ 債権者は、アの通知をしなかったときは、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時からその旨の通知をした時まで生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生じていたものを除く。）に係る保証債務の履行を請求することができない。

#### 第4 有価証券

民法第469条から第473条まで、第86条第3項、第363条及び第365条の規律を削除し、これに代えて、有価証券について、後記1から4までのような規律を設けるものとする。

##### 1 指図証券

- (1) 指図証券の譲渡について、次のような規律を設けるものとする。

指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。

- (2) 指図証券の譲渡の裏書の方式、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限について、次のような規律を設けるものとする。

ア 指図証券の譲渡については、当該指図証券の性質に応じ、手形法（昭和7年法律第20号）中裏書の方式に関する規定を準用する。

イ 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その者は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

ウ 何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、当該所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、当該所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

エ 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

- (3) 指図証券の質入れについて、次のような規律を設けるものとする。

(1)及び(2)の規定は、指図証券を質権の目的とする場合について準用する。

- (4) 指図証券の弁済の場所、証券の提示による履行遅滞及び債務者の調査の権利等について、次のような規律を設けるものとする。

ア 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。

イ 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

ウ 指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽

を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

(5) 指図証券の喪失及びその場合の権利行使方法について、次のような規律を設けるものとする。

ア 指図証券は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第100条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

イ 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第114条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。

## 2 記名式所持人払証券

記名式所持人払証券について、次のような規律を設けるものとする。

(1) ア 記名式所持人払証券（債権者を指名する記載がされている証券であって、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下第4において同じ。）の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。

イ 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

ウ 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、当該所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、当該所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

エ 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

(2) (1)の規定は、記名式所持人払証券を質権の目的とする場合について準用する。

(3) 1(4)及び(5)の規定は、記名式所持人払証券について準用する。

## 3 指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券

1及び2以外の記名証券について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 債権者を指名する記載がされている証券であって指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

(2) 1(5)の規定は、(1)に規定する証券について準用する。

#### 4 無記名証券

無記名証券について、次のような規律を設けるものとする。

2の規定は、無記名証券について準用する。

### 第5 債務引受

#### 1 併存的債務引受

##### (1) 併存的債務引受の要件・効果

併存的債務引受について、次のような規律を設けるものとする。

ア 併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。

イ 併存的債務引受は、引受人と債権者との契約によってすることができる。

ウ 併存的債務引受は、引受人と債務者との契約によってもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人に対して承諾をすることによって、その効力を生ずる。

エ ウの規定によってする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定（第11参照）に従う。

##### (2) 併存的債務引受の引受人の抗弁等

併存的債務引受の効果について、次のような規律を設けるものとする。

ア 引受人は、併存的債務引受により負担する自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。

イ 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務の履行を免れる限度で、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

ウ 債務者が債権者に対して相殺権を有するときは、引受人は、債務者の負担部分の限度で、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

#### 2 免責的債務引受の成立

免責的債務引受の成立について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 免責的債務引受によって、引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。

(2) 免責的債務引受は、引受人と債権者との契約によってすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約が成立した旨を通知することによって、その効力を生ずる。

(3) 免責的債務引受は、引受人と債務者が契約をし、債権者が引受人に対して

これを承諾することによってもすることができる。

### 3 免責的債務引受による引受けの効果

免責的債務引受による引受けの効果について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。
- (2) 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。
- (3) 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によって債務者がその債務の履行を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

### 4 免責的債務引受による担保権等の移転

免責的債務引受による担保権等の移転について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 債権者は、2(1)の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。2(1)の規定により債務者が免れる債務の保証人があるときも、同様とする。
- (2) (1)の規定による担保の移転は、あらかじめ引受人に対してする意思表示によってしなければならない。
- (3) (1)の担保権の移転は、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。
- (4) (1)後段の保証人がある場合には、保証人から、引受人が負担する債務を履行する責任を負う旨の承諾を得なければならない。
- (5) (4)の承諾は、書面でしなければ、その効力を生じない。
- (6) (4)の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その承諾は、書面によってされたものとみなして、(5)の規定を適用する。

## 第6 契約上の地位の移転

契約上の地位の移転について、次のような規律を設けるものとする。

契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方が当該譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、当該第三者に移転する。

## 第7 弁済

### 1 弁済の意義

弁済の意義について、次のような規律を設けるものとする。

債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

### 2 第三者の弁済（民法第474条第2項関係）

民法第474条第2項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債権者が債務者の意思に反することを知らなかったときは、この限りでない。
- (2) (1)に規定する第三者が弁済をすることができる場合であっても、債権者は、その受領を拒むことができる。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知ったときは、この限りでない。

### 3 弁済として引き渡した物の取戻し（民法第476条関係）

民法第476条を削除するものとする。

### 4 債務の履行の相手方（民法第478条・第480条関係）

- (1) 民法第478条の規律を次のように改めるものとする。

ア 債務の弁済は、債権者が弁済を受領する権限を与えた第三者又は法令の規定により弁済を受領する権限を有する第三者に対してしたときも、その効力を有する。

イ 債権者及びアに規定する第三者（以下「受領権者」という。）以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者と認められる外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

- (2) 民法第480条を削除するものとする。

### 5 代物弁済（民法第482条関係）

民法第482条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 債務者が、債権者との間で、その負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、債務者が当該他の給付をしたときは、その債権は、消滅する。
- (2) (1)の契約が締結された場合に、債権者が当初の給付を請求することは、妨げられない。

6 弁済の方法（民法第483条から第487条まで関係）

- (1) 民法第483条を削除するものとする。
- (2) 弁済の時間について、次のような規律を設けるものとする。  
法令又は慣習により取引時間の定めがある場合には、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。
- (3) 民法第486条の規律を次のように改めるものとする。  
弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。
- (4) 金銭の給付を目的とする債務については、債権者の預金又は貯金の口座（以下「預貯金口座」という。）に対する払込みによって、その弁済をすることができる。ただし、当事者が反対の意思を表示した場合又は異なる取引上の慣習がある場合は、この限りでない。
- (5) 債権者が弁済を受ける預貯金口座をあらかじめ指定していた場合には、その指定した預貯金口座に対する払込みに限り、(4)の規定を適用する。
- (6) (4)に規定する払込みによる弁済は、払い込んだ金銭の額について、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対して払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。

7 弁済の充当（民法第488条から第491条まで関係）

- 民法第488条から第491条までの規律を次のように改めるものとする。
- (1) 次に掲げるいずれかの場合に該当し、かつ、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をした場合において、当事者間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い充当するものとする。  
ア 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする数個の債務を負担するとき（イに該当するときを除く。）。  
イ 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする一個又は数個の債務を負担する場合において、そのうち一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきとき。
  - (2) (1)アに該当する場合において、(1)の合意がないときに適用される規定として、民法第488条及び第489条と同旨の規定を設ける。
  - (3) (1)イに該当する場合において、(1)の合意がないときに適用される規定として、民法第491条と同旨の規定を設ける。この場合において、その債務の費用、利息及び元本のうちいずれかの全部を消滅させるのに足りないときは、(2)の規律に従う。
  - (4) 一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、(1)から(3)までの規定を準用する。

8 弁済の提供（民法第492条関係）

民法第492条の規律を次のように改めるものとする。

債務者は、弁済の提供の時から、債務の履行をしないことによって生ずべき責任を免れる。

9 弁済の目的物の供託（民法第494条から第498条まで関係）

(1) 民法第494条の規律を次のように改めるものとする。

ア 弁済をすることができる者（以下この9において「弁済者」という。）は、次に掲げる事由があるときは、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

(7) 弁済の提供があった場合において、債権者がその受領を拒んだとき。

(イ) 債権者が弁済を受領することができないとき。

イ 弁済者が債権者を確知することができないときも、アと同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

(2) 民法第497条前段の規律を次のように改めるものとする。

弁済の目的物が供託に適しないとき、その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるときその他その物を供託することが困難な事情があるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。

(3) 民法第498条の規律を次のように改めるものとする。

ア 弁済の目的物が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。

イ 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。（民法第498条と同文）

10 弁済による代位

(1) 任意代位及び法定代位（民法第499条・第500条関係）

民法第499条及び第500条の規律を次のように改めるものとする。

ア 債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。

イ 弁済をするについて正当な利益を有する者以外の者がアにより債権者に代位する場合には、民法第467条を準用する。

(2) 弁済による代位の効果（民法第501条前段関係）

民法第501条の規律を次のように改めるものとする。

- ア (1)アの規定により債権者に代位した者は、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。
- イ アの規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内（保証人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内）に限り、することができる。
- ウ アの場合には、イの規定のほか、次に定めるところによる。
- (7) 第三取得者（債務者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。
- (イ) 第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。
- (ウ) (イ)の規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。
- (エ) 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。（民法第501条後段第5号と同文）
- (オ) 保証人と物上保証人とを兼ねる者がある場合に、(エ)の規定により負担部分を定めるに当たっては、その者を一人の保証人として計算する。
- (カ) 物上保証人から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして、(7)及び(ウ)から(オ)までの規定を適用する。
- (3) 一部弁済による代位の要件・効果（民法第502条関係）  
民法第502条第1項の規律を次のように改めるものとする。
- ア 債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともその権利を行使することができる。
- イ アのときであっても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。
- ウ ア又はイの規定に基づき債権者が行使する権利は、その権利の行使によって得られる担保の目的となっている財産の売却代金その他の金銭について、代位者が行使する権利に優先する。
- (4) 担保保存義務（民法第504条関係）  
民法第504条の規律を次のように改めるものとする。
- ア 債権者は、(1)の規定（(1)イの場合を除く。）により代位をすることがで

きる者のために、その担保を喪失し、又は減少させない義務を負う。

イ 債権者が故意又は過失によってアの義務に違反したときは、アの代位をすることができる者は、その喪失又は減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れる。ただし、その担保を債権者に代位して行使することができるものと期待することについて合理的な理由があると認められないときは、この限りでない。

(5) 担保保存義務違反の効果（民法第504条関係）

民法第504条に次の規律を付け加えるものとする。

(4)イの規定によって代位をすることができる者がその責任を免れた場合において、その者が担保の目的となっている財産を第三者に譲渡したときは、当該第三者は、(4)イの規定により代位をすることができる者が負担した責任の範囲内でその責任を負う。

## 第8 相殺

1 相殺禁止の意思表示（民法第505条第2項関係）

民法第505条第2項ただし書の規律を次のように改めるものとする。

この場合において、その意思表示は、悪意又は重大な過失がある第三者に対抗することができる。

2 不法行為債権を受働債権とする相殺の禁止（民法第509条関係）

民法第509条の規律を次のように改めるものとする。

次に掲げる債権の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。

- (1) 債務者が債権者に対してした悪意による不法行為に基づく損害賠償請求権
- (2) 債務者が債権者に対してした人の生命又は身体の侵害に基づく損害賠償請求権（(1)に該当するものを除く。）

3 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺（民法第511条関係）

民法第511条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできない。この場合において、差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え前に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することを妨げられない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)の差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、第三債務者は、当該債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、差押え後に他人の債権を取得したものであるときは、この限りでない。

#### 4 相殺の充当（民法第512条関係）

民法第512条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 債権者が債務者に対して有する一個又は数個の債権と、これと同種の目的を有する債務であって、債権者が債務者に対して負担する一個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思を表示した場合には、当事者間に別段の合意がない限り、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従って、その対当額について相殺によって消滅する。
- (2) (1)の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときは、当事者間に別段の合意がない限り、次の各号の定めるところに従い、充当する。
  - ア 債権者が数個の債務を負担するとき（イの規定に該当するときを除く。）は、民法第489条第2号から第4号までを準用する。
  - イ 債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、民法第491条を準用する。この場合において、その債務の費用、利息及び元本のうちいずれかの全部を消滅させるのに足りないときは、民法第489条第2号から第4号までを準用する。
- (3) (1)の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときも、(2)を準用する。

### 第9 更改

#### 1 更改の要件及び効果（民法第513条関係）

民法第513条の規律を次のように改めるものとする。

当事者が従前の債務に代えて、次に掲げるいずれかの変更をした新たな債務を成立させる契約をしたときは、従前の債務は、更改によって消滅する。

- (1) 従前の給付の内容とは異なる内容とすること。
- (2) 従前の債務者が第三者と交替すること。
- (3) 従前の債権者が第三者と交替すること。

#### 2 債務者の交替による更改（民法第514条関係）

民法第514条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約が成立した旨を通知することによって、その効力を生ずる。
- (2) (1)の規定により債務者となった者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。

- 3 債権者の交替による更改（民法第515条・第516条関係）  
民法第515条の規律を次のように改めるものとする。
  - (1) 債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によってすることができる。
  - (2) (1)の更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。
  - (3) 民法第516条を削除するものとする。
  
- 4 更改の効力と旧債務の帰すう（民法第517条関係）  
民法第517条を削除するものとする。
  
- 5 更改後の債務への担保の移転（民法第518条関係）  
民法第518条の規律を次のように改めるものとする。
  - (1) 債権者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。
  - (2) (1)の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ更改の相手方に対してする意思表示によってしなければならない。
  - (3) (1)の質権又は抵当権の移転は、これを設定した第三者の承諾を得なければならない。

## 第10 契約に関する基本原則

- 1 契約自由の原則  
契約自由の原則について、次のような規律を設けるものとする。
  - (1) 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。
  - (2) 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。
  - (3) 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。
  
- 2 履行請求権の限界事由が契約成立時に生じていた場合の契約の効力  
契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であった場合の契約の効力について、次のような規律を設けるものとする。  
契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったときであっても、契約は、そのためにその効力を妨げられない。

## 第11 第三者のためにする契約

### 1 第三者のためにする契約の成立等（民法第537条関係）

民法第537条に次のような規律を付け加えるものとする。

民法第537条第1項の契約において、その締結時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合においても、その契約は、そのためにその効力を妨げられない。

### 2 要約者による解除権の行使（民法第538条関係）

民法第538条に次のような規律を付け加えるものとする。

民法第537条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第1項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得て、契約を解除することができる。